

議案第99号

三田市教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて

三田市教育委員会委員に次の者を任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第4条第2項の規定により、議会の同意を求める。

住 所 兵庫県三田市三輪二丁目

氏 名 中 村 勇 人

令和5年12月12日提出

三田市長 田 村 克 也

(提案理由)

令和5年12月21日付をもって、三田市教育委員会委員 中上 之仁 氏の任期が満了するので、後任委員を任命する必要があるため。

(参考)

三田市教育委員会委員一覧表

氏名	任命年月日	任期満了年月日
大野 裕己	令和 2年12月22日	令和 6年12月21日
中野 文雄	令和 3年12月26日	令和 7年12月25日
三木 尚美	令和 4年12月25日	令和 8年12月24日

地方教育行政の組織及び運営に関する法律

(任命)

第4条 教育長は、当該地方公共団体の長の被選挙権を有する者で、人格が高潔で、教育行政に関し識見を有するもののうちから、地方公共団体の長が、議会

の同意を得て、任命する。

- 2 委員は、当該地方公共団体の長の被選挙権を有する者で、人格が高潔で、教育、学術及び文化（以下単に「教育」という。）に関し識見を有するもののうちから、地方公共団体の長が、議会の同意を得て、任命する。
- 3 次の各号のいずれかに該当する者は、教育長又は委員となることができない。
 - (1) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
 - (2) 禁錮以上の刑に処せられた者
- 4 教育長及び委員の任命については、そのうち委員の定数に1を加えた数の2分の1以上の者が同一の政党に所属することとなつてはならない。
- 5 地方公共団体の長は、第2項の規定による委員の任命に当たつては、委員の年齢、性別、職業等に著しい偏りが生じないように配慮するとともに、委員のうちに保護者（親権を行う者及び未成年後見人をいう。第47条の5第2項第2号及び第5項において同じ。）である者が含まれるようしなければならない。
(任期)

第5条 教育長の任期は3年とし、委員の任期は4年とする。ただし、補欠の教育長又は委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 教育長及び委員は、再任されることがある。